

●78 ページ・追加記事（初版～第三刷・2020 年税制改正に対応）

【所得金額調整控除とは】

(1) 対象となる人

給与などの収入金額が 850 万円を超える人で、下記の条件に該当する人

- ① 本人が特別障害者
- ② 23 歳未満の扶養親族がいる人
- ③ 特別障害者である同一生計配偶者や扶養親族がいる人

(2) 控除される金額

$(\text{給与などの収入金額}^{\ast} - 850 \text{ 万円}) \times 10/100$
--

※上限は 1,000 万円

●74 ページ・記事の修正（初版～第二刷・2020 年税制改正に対応）

誤

寡婦	<ul style="list-style-type: none">・夫（妻）と離婚後、婚姻をしていない人のうち、扶養親族がいる人・夫（妻）と死別後、婚姻をしていない人 <p>（いずれも所得 500 万円以下に限る）</p>
----	---

↓

正

寡婦	<ul style="list-style-type: none">・夫と離婚後、婚姻をしていない人のうち、扶養親族がいる人・夫と死別後、婚姻をしていない人 <p>（いずれも所得 500 万円以下に限る）</p>
----	---